

# 福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会 専門部会運営要綱

〔平成18年12月14日〕  
告示第5号

## （目的）

第1条 この要綱は、福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会設置要綱（平成18年告示第3号）第8条の規定に基づき設置された専門部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事項）

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）可燃ごみ処理施設建設に関する調査検討

（2）事業方式に関する調査検討

2 専門部会は前項に掲げる事項について組織し、調査検討を行った結果を建設検討委員会委員長に報告する。

## （組織）

第3条 専門部会は、建設検討委員会委員長が指名する者をもって組織する。

## （任期）

第4条 部会員の任期は、選任の日から第2条第1項に規定する調査検討が終了し、同条第2項の報告までとする。

## （部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。

2 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 専門部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

2 専門部会の会議は、部会員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、会議の議事を掌る。

4 専門部会の会議は原則公開とする。ただし、部会長は会議の内容に応じて必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

## （関係者の出席）

第7条 専門部会は、必要と認めるときは会議に部会員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## （事務局）

第8条 専門部会の事務局は、組合事務局に置く。

( 雑則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 12 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初の専門部会の会議は、第 6 条第 1 項の規定に関わらず建設検討委員会委員長が招集する。

附 則 ( 平成 18 年 12 月 27 日告示第 7 号 )

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 21 年 2 月 10 日告示第 3 号 )

この告示は、公布の日から施行する。